

佐賀市三瀬体験農園施設条例

平成17年10月 1 日

条例第153号

(設置)

第1条 地域の豊かな自然を生かし、農業体験等を通じて都市住民と農村との交流を促進することにより、農業及び農村の活性化を図るため、体験農園施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体験農園施設は、農園、果樹園及び農作業準備小屋で構成し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 佐賀市三瀬体験農園施設

位置 佐賀市三瀬村藤原3882番地64

(使用の許可)

第3条 体験農園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に管理上必要な範囲で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第4条 体験農園施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあること。
- (2) 他人に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあること。
- (3) 体験農園施設の施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあること。
- (4) 管理上の指示に反すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があること。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 前条各号に該当する事由が生じたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が体験農園施設の管理上やむを得ないと

認めるとき。

- 2 前項の規定による取消し又は変更によって使用者に損害が生ずることがあっても市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第6条 市長は、使用者から使用料を徴収する。

- 2 使用料は、4月1日から翌年3月31日までを1年とし、1人年間5,000円とする。ただし、中途使用者については、月割りにより計算する。この場合において1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。
- 3 使用料は前納とし、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部若しくは一部を還付し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、体験農園施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく施設設備を使用しないこと。
- (2) 体験農園施設を農作物等の栽培以外に使用しないこと。
- (3) 火災、盗難、事故その他の危険の防止に努めること。
- (4) 係員の管理上の指示に従うこと。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、体験農園施設の使用を終了したとき、又は使用の許可が取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、当該使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、施設及び設備を故意又は過失により破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(管理の委託)

第11条 市長は、体験農園施設の効率的な運営を図るため、その管理を公共的団

体等に委託することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の三瀬村体験農園施設条例（平成16年三瀬村条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。